

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として
定める等の政令の一部を改正する政令案

内閣法制局説明資料

令和2年3月
厚生労働省健康局結核感染症課

目次

本政令案の概要（指定感染症として指定する政令の見直しについて）	1
【附則第1項関係】施行期日について	17

本政令案の概要（指定感染症として指定する政令の見直しについて）

1. 基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症については、そのまん延の防止を図ることが必要であり、新型コロナウイルス感染症を指定感染症に定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「指定令」という。）により、2月1日付けでこれを指定感染症に指定すること等^(※)により、法制的な措置を行ってきた。
- その後も、我が国及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況の変化等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者を新型コロナウイルス感染症の患者とみなして、入院の措置の対象とする等の措置を講じてきた（指定令の一部改正）。
- ※ 検疫法（昭和26年法律第201号）に基づく措置としては、次の対応を実施。
 - ・ 検疫感染症として指定（2月1日付け、同月13日までの間。検疫法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第12号））
 - ・ その後、検疫法第三十四条の感染症の種類として指定（2月14日付け。新型コロナウイルス感染症を検疫法第34条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号））
- 他方、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本方針」という。）において示されているとおり、ここに来て、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状況になっている。
- 現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではなく、ここで、感染の流行を早期に終息させるためには、患者クラスターが次の患者クラスターを生み出すことを阻止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていく必要がある。この点については、令和2年2月29日において総理自ら記者会見を行い、「今後とも国民の健康と安全を守ることを何よりも最優先に、必要な措置は躊躇なく実施する考えであります。」と発言しているところ。
- なお、国内感染の広がりのおそれがある中では、
 - ① 個々の感染者等を特定することを前提として措置すること（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び検疫法（昭和26年法律第201号）に基づく措置）のみならず、
 - ② 国民生活や経済、社会に重大な影響を与えるリスクに対し総合的な対策を講じられるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を改正し、新型コロナウイルス感染症を特措法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、特措法に基づく措置を実施可能とすべく、検討が進められている。

- まずは、個々の感染者等を特定し措置を講ずることが感染症対策の原則的な考え方であるところ、特措法による措置のみならず、国内感染の広がりのおそれといった現在の状況や、患者クラスター対策を強化すること等の必要性を踏まえ、指定令の一部を改正することとする。

2. 根拠条項

- ・ 感染症法第7条第1項

3. 施行期日等

- ・ 公 布 日 令和2年3月●日（特措法の公布の日）
- ・ 施行期日 公布の日の翌日

2. 個別の規定

1. の基本的な考え方に基づき、指定令において準用していない規定の準用の有無について検討すると、次のとおり。

(1) 獣医師の届出（第13条）、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置（第54条—第56条の2） → 準用しない

(獣医師の届出)

第十三条 獣医師は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物について、当該動物が当該感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、直ちに、当該動物の所有者（所有者以外の者が管理する場合においては、その者。以下この条において同じ。）の氏名その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該動物が実験のために当該感染症に感染させられている場合は、この限りでない。

2～5 (略)

(輸入禁止)

第五十四条 何人も、感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定める動物（以下「指定動物」という。）であって次に掲げるものを輸入してはならない。ただし、第一号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域から輸入しなければならない特別の理由がある場合において、厚生労働大臣及び農林水産大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

- 一 感染症の発生の状況その他の事情を考慮して指定動物ごとに厚生労働省令、農林水産省令で定める地域から発送されたもの
- 二 前号の厚生労働省令、農林水産省令で定める地域を経由したもの

(輸入検疫)

第五十五条 指定動物を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）は、輸出国における検査の結果、指定動物ごとに政令で定める感染症にかかっていない旨又はかかっている疑いがない旨その他厚生労働省令、農林水産省令で定める事項を記載した輸出国の政府機関により発行された証明書又はその写しを添付しなければならない。

2～6 (略)

(検査に基づく措置)

第五十六条 家畜防疫官が、前条第四項の検査において、同条第一項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがある指定動物を発見した場合については、第十三条の規定は、適用しない。この場合において、動物検疫所長は、直ちに、当該指定動物の輸入者の氏名その他同条第一項の厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に通知するものとする。

2 (略)

(輸入届出)

第五十六条の二 動物（指定動物を除く。）のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの又は動物の死体のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この条及び第七十七条第九号において「届出動物等」という。）を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出動物等の種類、数量その他厚生労働省令で定める事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、輸出国における検査の結果、届出動物等ごとに厚生労働省令で定める感染症にかかっていない旨又はかかっている疑いがない旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した輸出国の政府機関により発行された証明書又はその写しを添付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、届出動物等の輸入の届出に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

- 媒介動物が必ずしも明らかではなく^(※)、「政令で定める動物」を指定すること等が困難であるため、準用しない。

- ※ 「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」において「新型コロナウイルスが動物由来であるとの確定的な証拠は見つかっていませんが、その遺伝子配列が、コウモリ由来のSARS様コロナウイルスに近いため、コウモリがこの新型コロナウイルスの起源となった可能性が考えられています。」とされているところであるが、コウモリについては、
- ・ 感染症法第54条の指定動物としてコウモリは既に指定されており、新たに準用する必要がない。
 - ・ コウモリの発症時の症状は不明であること、また、コウモリを獣医師が診察する機会はほとんどないこと、コウモリの輸入が禁止されていること等を勘案すると、感染症法第13条の規定を準用し、コウモリについて獣医師の届出対象とする必要性は認められない。

(2) 感染症の発生の状況及び動向の把握（第14条・第14条の2）→準用しない

（感染症の発生の状況及び動向の把握）

第十四条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所を指定する。

2 前項の規定による指定を受けた病院又は診療所（以下この条において「指定届出機関」という。）の管理者は、当該指定届出機関の医師が前項の厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。以下この項において同じ。）若しくは前項の二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの患者を診断し、又は同項の厚生労働省令で定める五類感染症により死亡した者の死体を検案したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者又は当該死亡した者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を当該指定届出機関の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

3～5 (略)

第十四条の二 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、開設者の同意を得て、厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる病院若しくは診療所又は衛生検査所を指定する。

2～7 (略)

- いわゆる「定点調査」に関して定める規定。
- ※ 発生動向の把握が必要なものうち、患者数が多数で、全数を把握する必要はないものについて、病院や診療所を定めて、発生状況等を届出させるもの。
- 新型コロナウイルス感染症については、第12条及び第15条（いわゆる全数調査）で対応することとしているため、この規定は適用していない。
- 基本方針において「国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備」、「積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小」とされているが、直ちに全数調査を止めることとはしていないところ。

(3) 生活の用に供される水の使用制限（第31条） → 準用する

（生活の用に供される水の使用制限等）

第三十一条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水について、その管理者に対し、期間を定めて、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずることができる。

2 市町村は、都道府県知事が前項の規定により生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じたときは、同項に規定する期間中、都道府県知事の指示に従い、当該生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給しなければならない。

- 一般的に、コロナウイルスは水中では増殖しないと考えられることから、高濃度のウイルスにより水が汚染される可能性は低いこと、また、大量のウイルスにより水が汚染されても、浄水の過程を経れば感染性は失われることから、これまで、本条については、準用の対象外と整理しているところ。
- 他方、いまだ現時点において、新型コロナウイルスが水中で増殖するかに係る明確な知見確立されておらず、糞便感染のおそれが示唆されているところ、例外的なケースではあるが、井戸水等が汚染されるおそれを否定することもできないものと考えられる。このため、新型コロナウイルスに万全を期する観点から、本条について準用対象に追加する。

※ こういった場合にも、一般的には、使用制限ではなく、まずは消毒を行うべきものである。
※ 腸管出血性大腸菌感染症（O-157）について、伝染病予防法（感染症法の前身）に基づき、井戸、受水槽等の使用停止その他の措置（本条の前身）を可能にしたことがある。

- なお、本条に基づく措置は自治事務であるが、これは、水道法（昭和32年法律第177号）において、
 - ・水道事業は、原則として市町村が経営するもの（第6条第2項）、
 - ・都道府県が水道基盤強化計画を作成すること等を通じて水道基盤の強化を図ること（第5条の3）

等が規定されており、生活の用に供される水の使用制限等という水道に関する事務については、国が本来果たすべき役割に係る事務と解されないことから、法定受託事務ではなく自治事務と整理されているものと考えられる。

※地方自治法（昭和22年法律第67号）において、

- ①「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいうとされており（第2条第8項）、
- ②「法定受託事務」とは、次に掲げる事務とされている。（第2条第9項）。
 - ・法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）。具体的には、地方自治法別表第一及び地方自治法施行令（昭

和 22 年政令第 16 号) 別表第一に規定されている。

- ・法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。具体的には、地方自治法別表第二及び地方自治法施行令別表第二に規定されている。

※第 32 条(建物に係る措置)及び第 33 条(交通の制限又は遮断)に基づく措置は、第一号法定受託事務とされている。

(4) 建物に係る措置（第32条）→準用する

（建物に係る措置）

第三十二条 都道府県知事は、一類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認める場合であって、消毒により難いときは、厚生労働省令で定めるところにより、期間を定めて、当該建物への立入りを制限し、又は禁止することができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する措置によっても一類感染症のまん延を防止できない場合であって、緊急の必要があると認められるときに限り、政令で定める基準に従い、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について封鎖その他当該感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずることができる。

○ 新型コロナウイルス感染症については、政府としては、情勢の変化を踏まえながら、新型コロナウイルスの蔓延防止に向けて、前例にとらわれることなく、先手先手の対応を進めていくこととしている。

○ 特に、基本方針においては、「ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった」「感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべき」とされている。

○ 本年3月1日発表した「新型コロナウイルス感染症を防ぐために」^(※)では、

- ・ 現在スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなどでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されおり、
- ・ 集団感染の共通点として「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」であることが挙げられている。

※令和2年3月1日 加藤厚生労働大臣会見概要

新型コロナウイルスについては、今後国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、小規模な患者の集団を生み出すことを防止することが必要だということは前回の専門家会議からのご指摘を踏まえて、また、基本方針の中にも明記しているところであります。このため、集団感染が起こり得る状況に関する傾向や、国民の皆さんに避けていただきたい点について、専門家のご意見を踏まえさせていただきました。

○ 建物全体に病原体が広がった場合等には、基本的には、感染症法第27条の規定（消毒）を優先的に活用することされているが、集団感染（新たなクラスターの発生、クラスターの大規模化）を予防するため、緊急的に本措置を活用する必要が生じる可能性^(※)が生じており、本規定を準用する。

※例えば、消毒すべき箇所が膨大であり、逐次消毒しては間に合わない場合等が考えられる。

参考：新しい時代の感染症対策について（平成9年12月8日公衆衛生審議会伝染病予防部会基本問題検討小委員会報告書）

【建物に対する措置】・建物に対する処分について、・・・建物全体に病原体が拡がるといった場合においても、ほとんどの場合は消毒によって感染拡大が防止できると考えられるが、消毒では十分に対応できないといった場合には、建物の使用禁止、封鎖等必要であることが考えられ、存続が必要。

【一類感染症である場合に可能である措置を新型コロナウイルス感染症において可能とすることについて】

- 感染症法第7条においては、指定感染症として指定した感染症に対し、その感染症法上の類型（一類感染症、二類感染症等）を決めることはせず、感染症法上の規定のうち準用するものを政令において個別に定めることとなっている。
- 一類感染症については、これまでの感染症法改正の法制局説明資料等において
 - ・ 感染力、罹患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高い感染症
 - ・ 患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者について入院等の措置を講ずることが必要な感染症とされている。
- この点、今般の新型コロナウイルス感染症は、現時点において感染力の程度が明らかではなく、また、エボラ出血熱のような一類感染症に比べて、致死性等の重篤性が低いことから、単純に一類感染症相当とすることは必ずしも適切ではない。
※ エボラ出血熱の致死率は高いものだと80～90%。他方、新型コロナウイルスの重篤性は、現時点では明らかになっていないが、中国でこれまでに公表されている患者数と死亡者数からは約3%程度と推計される。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症については、
 - ・ 本年2月1日のチャーター便による武漢からの帰国者の中から、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者が（少なくとも国内において）初めて確認されたこと
 - ・ これらの無症状病原体保有者の方についても、感染拡大の防止に万全を期するため、入院するよう要請し、入院の対象である一方で、その時点においては、無症状病原体保有者は感染症法上の入院勧告・措置の対象ではなく、入院の要請が事実上のものに留まるほか、無症状病原体保有者にとっても、感染症法による公費負担医療や、手続保障を享受できないといった問題があったことを踏まえ、感染症法第19条及び第20条の準用により、無症状病原体保有者についても既に入院措置を可能としている（これは二類感染症では認められていない）。
- 新型コロナウイルス感染症については、一類感染症ではないものの、p1・2に記載した基本的な考え方のとおり、国内感染の広がりのおそれといった現在の状況や、患者クラスター対策を強化すること等の必要性があり、感染症法第32条及び第33条の準用を行うこととしているもの（詳細は、第32条については前ページ、第33条については次ページ参照）。

(5) 交通の制限又は遮断（第33条）→準用する

（交通の制限又は遮断）

第三十三条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認める場合であって、消毒により難いときは、政令で定める基準に従い、七十二時間以内の期間を定めて、当該感染症の患者がいる場所その他当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断することができる。

- 新型コロナウイルス感染症については、政府としては、情勢の変化を踏まえながら、新型コロナウイルスの蔓延防止に向けて、前例にとらわれることなく、先手先手の対応を進めていくこととしている。
- 特に、基本方針において「ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった」「感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべき」とされている。
- 感染症が一定の地域において短期間に多数発生し、地域の消毒や患者の入院等の対応では感染症の蔓延が防止できないような緊急の場合等には、集団感染（新たなクラスターの発生、クラスターの大規模化）を予防するため、緊急的に本措置を活用する必要が生じる可能性が生じており、本規定を準用する。

参考：平成10年5月27日 第142回国会衆議院厚生委員会 議事録

○ 小林（秀）政府委員 交通の制限または遮断については、現行の伝染病予防法において発動されたという記憶は残っておりませんが、エボラ出血熱等の、感染力が強く、重篤になる感染症が一定の地域において短期間に多数発生し、地域の消毒や患者の入院等の対応では感染症の蔓延が防止できないような緊急の場合が考えられることから、交通の制限及び遮断の規定を盛り込んだものでございます。この規定を設けることにより、緊急の事態が発生した場合に、地域の交通を制限または遮断して、集中的に健康診断、消毒の措置等を実施して、病原体の外部への流出を確実に防止することができるものと考えております。なお、本条文の適用については、エボラ出血熱等の一類感染症に限定するとともに、措置の実施について必要最小限にとどめるべきことを明文化し、実施期間についても七十二時間を限定することにより、発動条件を厳しく限定しているところでございます。

(6) 新型インフルエンザ等感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表（第44条の2）→準用する

（新型インフルエンザ等感染症の発生及び実施する措置等に関する情報の公表）
第四十四条の二 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めたときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、当該感染症について、第十六条の規定による情報の公表を行うほか、病原体であるウイルスの血清亜型及び検査方法、症状、診断及び治療並びに感染の防止の方法、この法律の規定により実施する措置その他の当該感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により逐次公表しなければならない。
2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。
3 厚生労働大臣は、第一項の規定により情報を公表した感染症について、国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなったときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

- 特措法においては、
 - ・ 厚生労働大臣は、感染症法第44条の2の規定により新型インフルエンザ等が発生した旨を公表するときに内閣総理大臣への報告を行うこととされており、
 - ・ 新型コロナウイルス感染症については、これを新型インフルエンザ等とみなした上で、そのまん延のおそれが高いと認めるときに内閣総理大臣への報告を行うこととしている。
- 感染症法第44条の2においては、新型インフルエンザ等感染症の発生時には、公表のみならず、国民への適切な情報発信や、それによる感染防止のため、所要の情報を新聞等適切な方法で公表することとされているところ。新型コロナウイルス感染症についても、事実上これまで既に国民への適切な情報提供を進めているところであるが、国内感染の広がりのおそれといった現在の状況や、患者クラスター対策を強化すること等の必要性があることに鑑みれば、国民に適切な情報を提供し、感染防止に繋げていく必要性はより高まっているものと考えている。
※ メディアにおいて誤解を招きかねないと考えられる情報が発信される等の状況も発生しており、行政からの適切な情報発信の要請は高まっている。
- このため、第1項及び第2項を準用することとし、次の必要な読替を行う。
 - ・ 新型コロナウイルス等感染症が既に発生しており、また、発生については厚生労働大臣から発表を行っているところ、発生時の公表に係る部分を読み消す。
 - ・ 新型インフルエンザ等感染症であることを前提とした「血清亜型」（インフルエンザの亜型である場合のH1N1、H5N1等の表記）部分を読み消す。
- 第3項については、
 - ・ 新型インフルエンザ等感染症については本規定が設けられているが、新感染症についてはこれに相当する規定は置かれていらないところ、これは、新感染症については感染症法第53条第1項の政令が廃止されることが公表に当たるという考え方による。
 - ・ この点、新型コロナウイルス感染症については、感染症法第53条第1項に相当する規定として、感染症法第7条第1項の規定があり、同項の規定に基づく政令（本政令）が廃止されることが感染症法第44条の2第3項の公表に相当する。

- ・このため、感染症法第44条の2第3項を準用しないこととする。

参考：新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）（抄）

（政府対策本部の廃止）

第二十一条 政府対策本部は、第十五条第一項に規定する新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法第四十四条の二第三項の規定による公表がされ、若しくは感染症法第五十三条第一項の政令が廃止されたときに、廃止されるものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部が廃止されたときは、その旨を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(7) 感染を防止するための協力（第44条の3）→準用する

（感染を防止するための協力）

第四十四条の三 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症にかかるかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求めることができる。

- 2 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告を求めた者に対し、同項の規定により定めた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。
- 3 前二項の規定により報告又は協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。
- 4 都道府県知事は、第二項の規定により協力を求めるときは、必要に応じ、食事の提供、日用品の支給その他日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給（次項において「食事の提供等」という。）に努めなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により、必要な食事の提供等を行った場合は、当該食事の提供等を受けた者又はその保護者から、当該食事の提供等に要した実費を徴収することができる。

○ 本条においては、感染症にかかるかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、健康状態の報告を求めた上で、外出の自粛の要請等、感染症の感染防止への協力を求めることとされている。

○ 新型コロナウイルス感染症については、現在、かかるかっている疑いのある者に対しては幅広にPCR検査を実施しているところ、基本方針において、「入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のためのPCR検査に移行」することとされており、この場合には、感染症法第44条の3の規定に基づき、健康状態の報告を求めていくことも考えられる。

○ また、新型コロナウイルス感染症については、政府としては、情勢の変化を踏まえながら、新型コロナウイルスの蔓延防止に向けて、前例にとらわれることなく、先手先手の対応を進めていくこととされており、基本方針において「風邪症状があれば、外出を控えていただ」くこととされたところ、当該措置はあくまで事実上の要請であり、作用法上の根拠がない。

○ このため、本規定についても準用することとする。

※ 特措法第45条において、都道府県知事は期間及び区域を定めて一般的に外出自粛を要請することができるとされている。

(8) 新型インフルエンザ等感染症に係る経過の報告（第44条の5）→準用する

（新型インフルエンザ等感染症に係る経過の報告）

第四十四条の五 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症に関し、この法律又はこの法律に基づく政令の規定による事務を行った場合は、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定は、市町村長が、新型インフルエンザ等感染症に関し、第三十五条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させた場合について準用する。

- 本条は、都道府県が事務を行った場合に、当該事務の内容を厚生労働大臣に報告させることで、感染症に係る情報を収集し、感染症対策に活用することを目的としている。
- 本条の規定より都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、感染症法第65条の2において第一号法定受託事務とされている。これを当てはめると、本条第1項に基づく都道府県知事による措置は法定受託事務となり、第2項に基づく市町村長による措置は自治事務と分類されることとなる。
- この点、本条第2項は、第35条第5項において準用する同条第1項に規定する措置のみを対象とするものであり、これらの措置は、いずれも都道府県知事の指示により、市町村が行うものである。このため、まずは、当該指示が行われた旨について、本条第1項の規定に基づき、都道府県知事から厚生労働大臣に対して報告がなされることが基本となり、その上で、実際に措置を講じた市町村に報告を求める必要性が生じることも想定されることから、保健所を設置する市と特別区を除く市町村については自治事務とされていると考えられる。
- 新型コロナウイルス感染症対策については、これまで情報収集は実務的に行なわれているところであるが、基本方針において、「地域ごとの各対策の切替え」を行い、その「タイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる」ものとされているところ、地方自治体からの情報収集を確実に行ない、対策に万全を期する要請が高まっている。このため、本規定についても準用することとする。その際には、前述のとおり、必要に応じて市町村に報告を求める必要性が生じることも想定されることから、第1項及び第2項ともに準用することとする。

※ なお、都道府県における業務負担を勘案し、本規定を準用しないことも考えられるが、厚生労働省令においては、具体的な報告事項を定めず、単に厚生労働大臣の求めに応じて報告を行うこととされていることから、本規定を準用することにより直ちに業務負担上の支障が発生するものではない。

※ 新型インフルエンザに係る政府行動計画においても、各都道府県毎に感染段階を分類し、各都道府県において段階に応じた対策を講ずることとされている。

- なお、新型コロナウイルス感染症について準用する規定（今回追加するものを含む。）は、以下のとおり、いずれも新型インフルエンザ感染症等について適用される又は適用され得るものである。したがって、今般、第44条の5を新型コロナウイルス感染

症について準用することによって、同条において想定されている報告義務の対象が拡大されるものではない。

新型コロナウイルス感染症について準用する規定	新型インフルエンザ感染症等への適用状況
第8条、第12条、第15条、第17条、第18条、第26条の3から第27条まで、第29条及び第30条	直接適用
第19条から第22条まで	第26条に基づき準用
第28条及び第31条から第33条まで	第44条の4第1項に基づき、政令により準用

(9) その他技術的な規定

- ・ 検疫所長との連携（第 15 条の 2 ・ 第 15 条の 3）→準用しない
検疫法第 34 条の政令で定める感染症になったことにより、直接適用されている。
- ・ 準用（第 26 条）→準用しない
一類感染症に係る規定である第 19 条等を二類感染症等について準用するための規定。第 19 条等の準用については、指定令において直接行うこととされており、別途手当済。
- ・ 結核患者に係る入院に関する特例（第 26 条の 2）→準用しない
結核患者の医療（第 37 条の 2）→〃
結核に係る特別な規定。
- ・ 建物等に係る措置等の規定の適用（第 44 条の 4）→準用しない
一類感染症に係る規定である第 33 条等を新型インフルエンザ等感染症について準用するための規定。第 33 条等の準用については、指定令において直接行うこととされており、別途手当済。

※ その他、感染症法第 32 条及び第 33 条を新たに準用することに伴い、

- ・ これらの規定を引用等する第 34 条及び第 35 条の規定を整理し、第 36 条第 4 項並びに第 58 条第 8 号及び第 9 号を新たに準用対象とすることとする。
- ・ 第 58 条第 8 号及び第 9 号を新たに準用対象とすることに伴い、これらの規定を引用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号）第 27 条等の規定を整理する。

【附則第1項関係】施行期日について

1. 罰則を課す法令の施行時期について

- 新型コロナウイルス感染症の状況をかんがみると本政令案は速やかな施行が必要である一方、**罰則を課す法令については、国民に対する周知期間を確保する必要があるため、一般的には公布日から10日後以降に施行することが原則である。**このことを踏まえると、本政令案については国民への周知期間を確保する観点から公布の日から10日後の施行とすることも考えられる。
- しかしながら、同様に今般の新型コロナウイルス感染症に関する法令上の措置である特措法の一部改正法については、公布の翌日に施行することとされているところ、本政令案についても、次の2の考え方により、公布日の翌日に施行することも考えられる。

2. 公布日の翌日に施行することの考え方について

- 今回の新型コロナウイルス感染症については、令和2年2月25日の基本方針において示されているとおり、ここに来て、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状況になっている。
- 現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではなく、直ちに、感染症法第31条に基づく生活用水の使用制限等あるいは感染症法第32条に基づく建物に係る措置といった措置が必要な状況ではない。しかしながら、これまでの国内の感染の拡がりの状況や、感染の流行を早期に終息させるためには、患者クラスターが次の患者クラスターを生み出すことを阻止することが極めて重要であることに鑑みれば、本政令案について速やかに施行し、状況の変化に応じて、迅速かつ的確に対応できるようにしておく必要がある。
- 加えて、特措法との関係については、
 - ・ まずは、個々の感染者等を特定し措置を講ずることが感染症対策の原則的な考え方であるところ、特措法による措置に加えて、現在の状況に応じて、必要な感染症法による措置を実施可能にすることが適当という考え方のもとで立案するものであり、
 - ・ 例えば、感染症法第44条の3第2項については、特措法第45条と類似するものとなっている。
 - ・ この点、特措法第45条は、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速なまん延により国民生活に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態に、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うことを前提としており、新型インフルエンザ等緊急事態宣言下では、強権的な各種の措置を講ずることができるところ、感染症法第44条の3第2項は、社会一般を対象とした権利の制約を伴うことなく、個人に対し、報告させた健康状態に基づき外出自粛を要請するという点で、特措法第45条より制限的な内容となっており、緊急事態に至る前に、これを早期に施行させておくことが適当であると考えられる。

- 一方で本政令により適用されることとなる罰則規定については、以下の考え方から問題はないと考えられることから、公布日の翌日施行とすることとしたい。
 - ① 感染症法第31条に基づく生活用水の使用制限等については、水道事業は、原則として市町村が経営するものであり（水道法第6条第2項）、都道府県が感染症法第31条により命令した場合に、それでもなお従わないことは、想定しにくい。また、罰則適用前には、感染症法第31条による命令という段階を踏むことから、施行後直ちに罰則が適用されることはない。こうしたことから、公布日の翌日施行でも問題はないと考えられる。
 - ② 感染症法第32条に基づく建物に係る措置、感染症法第33条に基づく交通の制限又は遮断等については、まずは感染症法第27条に基づく消毒の措置がとられた上で、それでもなお、「感染症のまん延を防止するため必要があると認める場合であって、消毒により難いとき」に講じられるものである（第32条第1項及び第33条第1項）。また、感染症法第32条及び第33条に基づく措置がとられる場合には、都道府県知事が建物への立入りの制限等や交通の制限等を行うこととした後、それに違反する者に対し都道府県知事が命令し、それでもなお従わない場合に、第77条の罰則が適用されることとなる。このように、感染症法第32条及び第33条に基づく措置は、民間が主に対象となると考えられるため、慎重な検討は必要ではあるが、命令に従わない場合感染症法第77条の罰則の適用となるものの、罰則適用前には感染症法第27条の措置や第32条及び第33条による命令といった段階を踏むことになるため、施行後直ちに罰則が適用されることはないと考えられ、公布日翌日施行でも問題はないと考えられる。
 - ③ 感染症法第44条の3に基づく報告等は、報告等を求められた者はこれに応ずるよう努めなければならないとされているに過ぎず、民間を対象とする罰則はないため、公布日翌日施行でも問題はないと考えられる。